

岐阜地域統一患者基本情報提供書の運用マニュアル

1. 目的

岐阜地域において統一した情報用紙を利用することにより、医療機関・介護施設（以後介護施設を含む）への転院・入所相談のための業務の効率化を図る。

2. 運用範囲

岐阜地域における医療機関（県外への相談も使用可能）

3. 運用方法

- 1)情報用紙については個人情報に配慮し、患者・家族の同意を得て作成する。
- 2)依頼元の医療機関は「岐阜地域統一患者基本情報提供書」により情報提供する。
- 3)依頼された医療機関は、「岐阜地域統一患者情報提供書」を受け入れ時の判断に必要な情報とする。
（不足な情報がある場合や受診(本人・家族)が必要な場合などは、随時電話などで依頼元医療機関と連絡調整を行う。）
- 4)記載者については、各専門職立場で記載するのが望ましい。
医師→診断名・経過・既往歴・発症年月日・入院年月日・手術年月
看護師→感染症・継続が必要な医学管理・今後にも必要な他科受診・認知症・日常生活自立度・認知症判定表・意識状態・ADL
リハビリ担当者→リハビリ病名、残存する障害
MSW→家族構成・保険種別・障害者手帳・特定疾患・介護保険・転院目的
*多職種の記事を行うことにより、業務が繁杂することも懸念されるため、各病院で検討することとする。

4.岐阜地域統一患者基本情報提供書の記載ポイント

- 1)診療情報提供書がある場合には、診断名や経過、既往歴、発症年月日・入院年月日・手術年月日などは診療情報提供書を参照としてもよい。
- 2)日常生活自立度は、障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準（平成3年老健第102-1号通知）を活用する。
- 3)認知症判定表は、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成18年老老発第033100号通知）を活用する。
- 4)意識状態は、JCS（Japan Coma Scale）にて判定する。

5.その他

使用開始後、問題点や変更が必要な箇所が生じた場合、岐阜地域医療連携室実務者連絡会(れんげ会) 統一様式検討小部会検討会の開催により検討を行う。

2010/10/21

検討元 岐阜地域統一様式検討小部会検討会
承認 岐阜地域医療連携室実務者連絡会